

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	事業所税のあり方の検討（検討事項）	
要望内容（概要）	<p>○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者支払給与総額（所得割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や業績にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、外形標準課税と課税標準が重複しており、過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。</p> <p>○また、政令指定都市等の広域合併により、本来事業所税を課されていなかった都市近郊部に所在する企業が、新たに事業所税の課税対象となることがある。この場合、自治体の合併という外生的な要因を勘案し、一定の場合には、合併特例法に基づく不均一課税措置が認められているが、平成21年度末に合併特例法が期限を迎えることとなる。現下の厳しい企業経営の実態を踏まえると、地域経済や企業の安定・活力を確保する観点から、合併特例法に基づく不均一課税措置の延長等の検討が早急に求められる。</p>	
〔関係条文〕	〔 〕	
要望理由		
減収見込額	(初年度)	(平年度) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		